

埼玉県保安林損失補償及び受益者負担に関する要綱

平成12年3月31日
農林部長決裁
最終改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第35条及び森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）第5条の規定により、県が行う損失の補償（以下「補償」という。）を適正に実施するため、保安林の指定によって生じる損失の補償の額の算定の方法及び補償の請求の手続き並びに法第36条第1項の規定による受益者の負担金の額の算定の方法及び納付の手続き等について定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この要綱は、政令第5条の規定により県が行う法第25条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するため指定された保安林に係る損失の補償について定めるものとする。

(損失補償の対象)

第3条 法第35条の規定による補償は、次の各号の全てに該当する保安林の立木を対象とする。

- 一 指定施業要件の立木の伐採方法として禁伐又は択伐が定められている保安林
- 二 標準伐期齢以上の立木がある保安林
- 三 保安林として指定された森林の森林所有者その他権原に基づきその森林の立木又は土地の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）が国又は地方公共団体でない保安林
- 四 過去において法第41条の規定による保安施設事業その他これに類する事業が行なわれたことのない保安林

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる保安林については、補償は行なわないものとする。

- 一 近傍類似の普通林の取扱から類推して、保安林の指定に伴う立木の伐採制限により損失が生じないことが明らかである保安林又は明らかに利用対象外として認められる保安林
- 二 保安林の指定によって利益を受ける者と当該保安林の森林所有者等とが同一である保安林
- 三 現に荒廃しているか、又は荒廃しつつある保安林
- 四 国が補償の対象とする保安林

(損失補償の方法)

第4条 補償は、金銭をもって行うものとし、次条の規定により算定される毎年の補償の額を交付するものとする。

(補償の額)

第5条 保安林の立木に係る補償の額は、当該保安林に掛かる指定施業要件として定められた主伐に係る伐採種の区分に従い、それぞれ次の各号に定める算式により算出した額を毎年の損失額とみなし、当該損失額に相当する額とする。

一 主伐に係る伐採種が禁伐の場合

$$A \cdot P$$

Aは、林分立木価額

Pは、法定利率

二 主伐に係る伐採種が択伐

$$\left\{ A - \left(R_1 + \frac{R_2}{P} \right) \right\} P$$

Aは、林分立木価額

R₁は、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採の収穫価

R₂は、保安林の指定後第2年目以降毎年行う択伐による伐採の収穫価

Pは、法定利率

2 前項の算式における林分立木価額は、次の算式により算出される当該林分に係る立木の価額の合計額とする。

$$\left\{ f_1 \left(\frac{A_1}{1+n r} - B_1 \right) + f_2 \left(\frac{A_2}{1+n r} - B_2 \right) + f_3 \left(\frac{A_3}{1+n r} - B_3 \right) \right\} V$$

f₁は、素材となる部分の立木材積に対する割合

f₂は、薪材となる部分の立木材積に対する割合に薪材1立方メートルから生産される薪の層積立方メートル数又は束数を乗じて得た割合

f₃は、炭材となる部分の立木材積に対する割合に炭材1立方メートルから生産される木炭の俵数を乗じて得た割合

A₁、A₂、A₃は、それぞれ1立方メートルの素材、1層積立方メートル若しくは1束の薪又は1俵の木炭のもより市場における取引価格

nは、その立木の伐出事業の投下資本の推定回収期間

rは、伐出事業の推定総資本月収益率

B₁、B₂、B₃は、それぞれ素材1立方メートル当たり、薪1層積立方メートル若しくは1束当たり又は木炭1俵当りの伐採、加工、運搬その他もより市場において販売するまでに要する経費の合計額

Vは、その立木の材積

3 前二項の算式における各計算項目の数値は、法第33条第1項の規定による保安林の指定の告示のあった日現在における数値によるものとする。ただし、その後において著しい事情の変更があったときは、その数値を適正なものに補正することができる。

(補償額の月割計算)

第6条 前条の補償の額は、年の途中において保安林の指定の解除その他補償を行うことを要しない原因が生じたときは当該原因の生じた当日までの月数により、それぞれ月割計算するものとする。

2 森林所有者等（その承継人を含む。以下同じ。）又は保安林の指定施業要件の変更等により補償をすべき相手方又は補償の額の算出方法に変更があった場合における補償の額についても、前項の例に準じ、月割計算するものとする。

(補償の申請)

第7条 新たに補償を受けようとする森林所有者等は、その前年度の10月1日までに補償を受けようとする保安林の概要調書（様式第1号）を保安林の所在地を管轄する川越農林振興センター所長又は秩父農林振興センター所長若しくは寄居林業事務所長（以下「所長」という。）を経由して知事に提出するものとする。

2 補償を受けようとする森林所有者等は、毎年の補償について、その翌年の1月15日までに、次の各号に掲げる書類（正副2通）を請求に係る保安林の所在地を管轄する所長を経由して知事に提出して申請するものとする。

- 一 保安林損失補償申請書（様式第2号）
- 二 森林所有者等であることを証する書面

(補償の決定)

第8条 知事は、前条の規定による書類の提出があったときは、遅滞なく、補償の要否及び補償をすべき場合にあっては政令第15条第3号に基づき農林水産大臣が保安林の立木の価額等を考慮して定める基準によりその補償の額を決定する。

2 知事は、前項の規定による決定をしたときは、補償をすべきものと決定した場合にあってはその補償の額を、補償すべきものでないと決定したときはその旨及びその理由を、補償の申請をした者に対して通知するものとする。

(補償金の支払い)

第9条 森林所有者等は、前条の通知を受けたときは、次の各号に掲げる書類を請求に係る保安林の所在地を管轄する所長を経由して知事に提出し請求するものとする。

- 一 保安林損失補償請求書（様式第4号）
- 二 保安林損失補償算定書（様式第5号）

2 知事は、森林所有者等から前項の書類の提出があったときは、速やかに補償金を支払うものとする。

(受益者の負担)

第10条 法第36条第1項の規定による受益者の負担は、法第25項第1項第4号から第8号までの目的を達成するために指定された保安林について前条第1項の規定により補償すべきものと決定した場合において、当該保安林の指定によって利益を受ける特定の者（以下「受益者」という。）について行うものとする。ただし、受益者一

人あたりの負担金の計算額が極めて少額である場合には、この受益者の負担は、行わないものとする。

- 2 前項本文に規定する受益者とは、保安林の指定によって利益を受ける物件（以下「受益物件」という。）の所有者その他権原に基づき使用又は収益をするものとする。ただし、受益物件である道路について道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路管理者がある場合には、当該道路管理者をもって受益者とする。
- 3 前項本文に規定する受益物件とは、道路、鉄道、発電施設、用水施設その他の施設、農地、森林その他の土地、漁業権及びその他これらに類するものとする。

（受益者の負担額）

- 第11条 1 保安林に係る受益者の負担金の額は、当該保安林に係る補償の額に相当する額とする。ただし、当該保安林が法25条第1項第9号から第11号までの目的を達成するための保安林を兼ねる場合にあっては、その負担金の額は、その補償の額の2分の1に相当する額とする。
- 2 1 保安林に係る受益者が2人以上ある場合における受益者別の負担金の額は、当該受益者に係る受益物件の評価額の割合により算定するものとする。ただし、受益の程度が受益物件により著しく相違する場合には、その割合によって算定することができるものとする。
- 3 受益物件の評価額、官公署、金融機関その他適当と認められる者の評価額を参しゃくして算出するものとする。

（受益者負担金の納付）

- 第12条 知事は、前条の規定により負担金の額を決定したときは、その金額並びに納付の期日及び場所を通知書により当該受益者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた受益者は、知事の定めるところにより、負担金を納付するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

損失補償を要望する保安林の概要調書

年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

届出者 住 所

氏 名

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

次の保安林に対する損失補償金を支払われたく、埼玉県保安林損失補償及び受益者負担に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により、提出します。

市 郡	町 村	大 字	字	地番

様式第 2 号（第 7 条関係）

保安林損失補償申請書

年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

届出者 住 所

氏 名

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

次の保安林に対する 年分の損失補償金を支払われたく、埼玉県保安林損失補償及び受益者負担に関する要綱第 7 条第 2 項の規定により、提出します。

市 郡	町 村	大 字	字	地番

様式第3号（第8条関係）

森第 号
年 月 日

申請者 様

埼玉県知事

年分保安林損失補償金の交付決定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった下記の保安林に係る 年分の保安林損失補償金については、埼玉県保安林損失補償及び受益者負担に関する要綱第8条第1項に基づき、交付することを決定したので、お知らせします。

記

1 保安林の場所

2 補償金額 金 円

様式第 4 号（第 9 条関係）

年分保安林損失補償請求書

年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

届出者 住 所

氏 名

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

次の保安林に対する 年分の損失補償金として金 円を支払われたく、関係書類を添えて請求する。

市 郡	町 村	大 字	字	地番

（振込先）

金融機関名 _____

口座名義人 _____

口座番号 普・当 _____

様式第 5 号 (第 9 条関係)

保安林損失補償算定書

林分立木価格額	年間補償額	本年補償額	補償月数
円	円	円	ヶ月